

農地利用最適化推進委員の状況について

令和2年8月6日

農林水産省

農業委員会制度の概要

- 農業委員会は、農地法に基づく農地の売買・貸借の許可、農地転用案件への意見具申などに加え、農地等の利用の最適化の推進に関する事務を執行する行政委員会として、市町村に設置。
- 農地利用の最適化(担い手への農地集積・集約化等)をより良く果たせるよう、農業委員の選出方法の変更、農地利用最適化推進委員の新設等を内容として農業委員会法を改正(H28年4月施行)。H30年10月に全委員会が新制度への移行を完了。R1年度から、新制度2期目の改選が行われている。

農業委員

- (業務)
- ・ 農地等の利用の最適化の推進に加え、農地法等によりその権限に属された事項(農地の売買・貸借の許可、農地転用案件への意見具申など)に関する業務
- (選出方法)
- ・ 市町村議会の同意を要件とする市町村長の任命

農地利用最適化推進委員

- (業務)
- ・ 農地等の利用の最適化の推進に関する業務に専念し、担当する地区において、農業委員や農地中間管理機構と連携しながら積極的な現場活動を実施
- (選出方法)
- ・ 農業委員会の委嘱

【農業委員会の状況】

	新制度 2 期目		
	旧制度	新制度 1 期目	R1年度
農業委員会数	1,703	1,703	287 (1,703のうち17%)
農業委員数	35,060	23,277	23,125
推進委員数	-	17,840	17,770
合計	35,060	41,117	40,895
			R2年度 (改選予定) 1,187 (1,703のうち70%)
			R3年度 (改選予定) 229 (1,703のうち13%)

※農業委員会数は、各年度10月現在のデータ
 ※R1年度の農業委員数及び推進委員数は1,703委員会の人数

資料：農林水産省及び全国農業会議所調べ

農業委員会の改革①(業務の重点化)

農地利用の最適化(担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進)を強力に進めていくために

改正前

【必須業務】

- ① 農地法等によりその権限に属させた事項

【任意業務】

- ② 担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消

任意業務から
必須業務に
位置づける

- ③ 法人化その他の農業経営の合理化

- ④ 農業等に関する調査及び研究

- ⑤ 農業及び農民に関する情報提供

- ⑥ 農業及び農民に関する事項についての意見公表、行政庁への建議又は諮問への答申

法的根拠がなくなるとも
行えるため、法令業務から削除

改正後

【必須業務】

- ① 農地法等によりその権限に属させた事項

- ② 農地等の利用の最適化(担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進)の推進

【任意業務】

- ③ 法人化その他の農業経営の合理化

- ④ 農業に関する調査及び情報提供

農地利用の最適化に関する施策について、PDCA(計画・実行・評価・改善)サイクルを回して改善していくため、必要がある場合には、関係行政機関に対し施策の改善意見を提出しなければならない

農業委員会の改革②（農地利用最適化推進委員の新設）

現在の農業委員会の機能が、委員会としての決定行為、各委員の地域での活動の2つに分けられることを踏まえ、それぞれが的確に機能するようにするために

改正前

- 農業委員が、それぞれ
 - ① 農地の権利移動の許可等の「合議体としての決定行為」と
 - ② 担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消等の「地域における現場活動」の両方を実施。
- ②の現場活動が必ずしもうまくいかず、遊休農地が増加したり、担い手への農地利用の集積・集約化が円滑に進まないことがある。

改正後

- 現場活動を積極的に行うため、主に合議体としての意思決定を行う農業委員とは別に、原則として、農地利用最適化推進委員を設置。
農業委員と推進委員は密接に連携。
- 推進委員は、自らの担当区域において、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消等の地域における現場活動を行う。
- 推進委員の定数は、政令で定める基準に従い条例で定める。

具体的業務

- ・ 人・農地プランなど、地域の農業者等の話し合いを推進
- ・ 農地の出し手・受け手へのアプローチを行い、農地利用の集積・集約化を推進
- ・ 遊休農地の発生防止と解消を推進
- ・ このため、農地中間管理機構と密接に連携

選出方法

農業委員会は、農業委員会が定める区域ごとに推薦・公募を実施

農業委員会は、推薦・公募の情報を整理し、公表

農業委員会は、推薦・公募の結果を尊重

農業委員会が委嘱

農地利用最適化推進委員の配置状況

○ 農業委員会等に関する法律施行令(昭和26年政令第78号)

(農業委員会の推進委員の定数の基準)

第8条 法第18条第2項の政令で定める定数の基準は、農業委員会の区域内の農地面積のヘクタール数を百で除して得た数(略)以下であることとする。

○ 推進委員を設置している農業委員会数

: 1,703委員会中1,355委員会

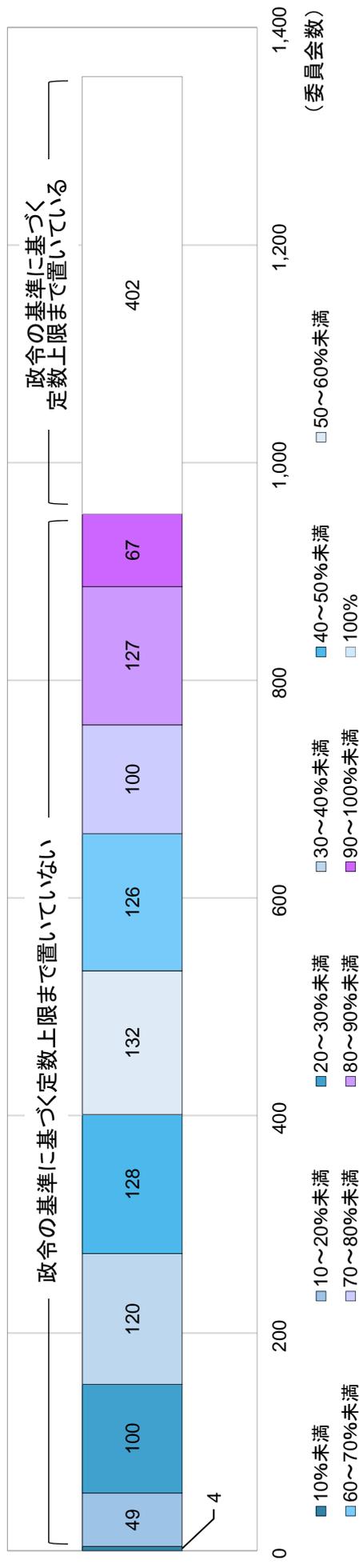
○ 1,355委員会における政令の基準に基づく推進委員の定数上限の合計

: 35,420人

○ 1,355委員会における推進委員の実数の合計

: 17,840人(定数上限の約5割)

政令の基準で定める定数上限に対する実際の定数の割合毎の農業委員会数



※新制度移行時の農業委員会の状況調査より(全国農業会議所調べ)。

※全国1,703農業委員会が完了した平成30年10月1日時点。

国有農地等の取扱について

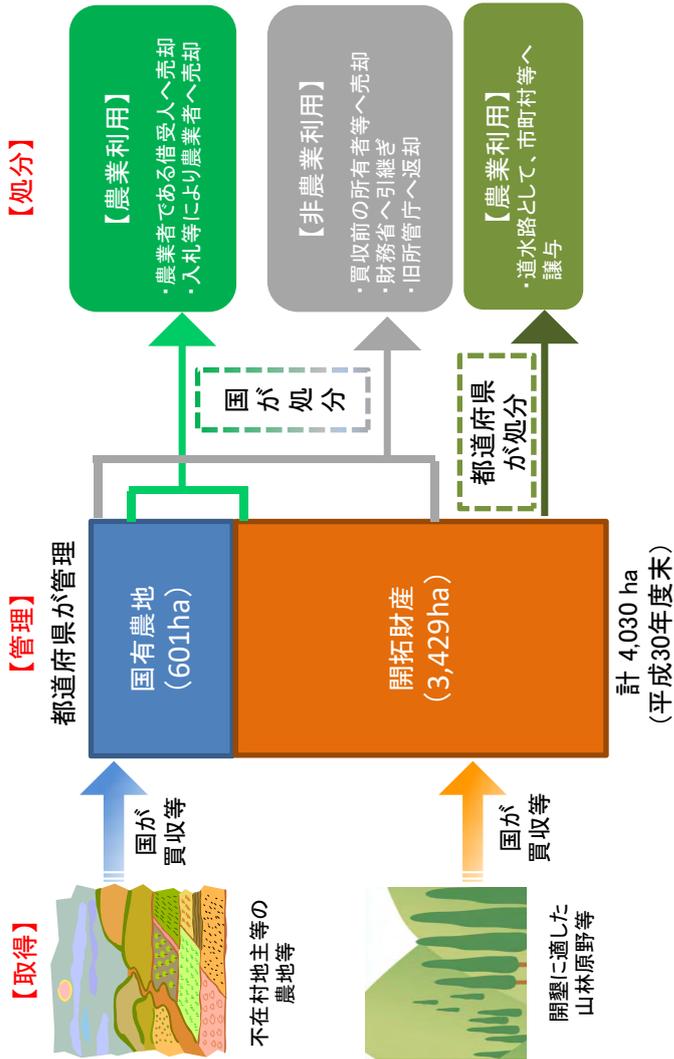
令和2年8月6日

農林水産省

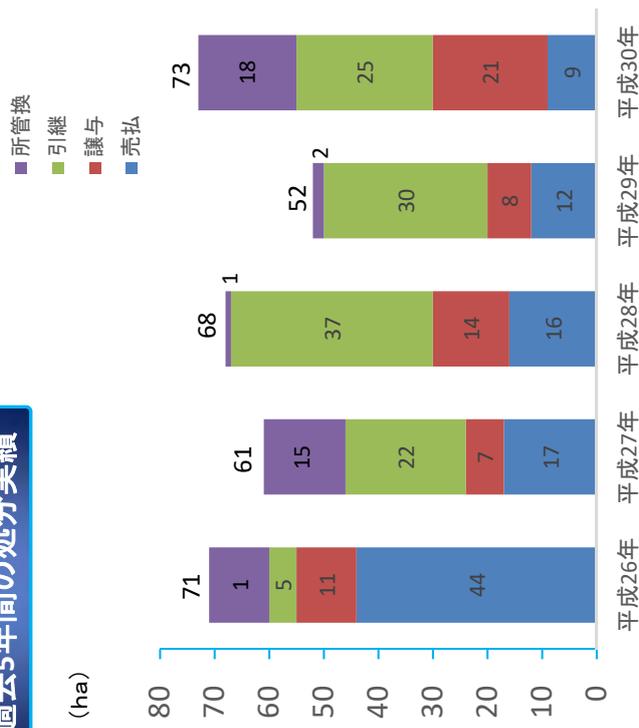
1 国有農地等の概要

- 「国有農地等」とは、戦後間もなく、自作農の創設等を目的に、旧自作農創設特別措置法等に基づき国が買収した土地等であり、平成30年度末において4,030ha保有している。
- 国有農地等は、その取得経緯から「国有農地」と「開拓財産」に区分され、その管理は農地法等の規定に基づき、法定受託事務として都道府県が行っている。
 - 国有農地** : 戦後農業生産力の発展と農村の民主化の促進のため、国が不在村地主等から買収した農地等
 - 開拓財産** : 食糧増産と帰農促進のため、国が買収した山林原野、所管換・所管替を受けた土地等
- 国有農地等については、早期に処分することとしている。

制度の仕組み



過去5年間の処分実績



2 取得時効の完成と自作農財産紛争処理等連絡協議会について

- 国有農地の占有者から民法162条の取得時効の完成を主張され、証拠書類等から時効が完成していると認められる場合には、自作農財産紛争処理等連絡協議会へ付議し、その意見を求めて処理することで当該事案を迅速に解決。
- 本協議会は、地方農政局が法務局と付議事案の決定と日程調整をして開催（最近5年間の実績：全国で合計12回開催）。
- 協議会で取得時効の完成が認められたものは、国有財産台帳からの除却と所有権の移転の登記を行い、認められなかったものは、返還請求や損害金の請求等の処理（申出者は結果に不服がある場合訴えの提起ができる）。

取得時効の取扱い

（自作農財産に係る取得時効の取扱いについて（通知））

1. 処理基準

占有者から取得時効の完成を主張され、証拠書類等から時効が完成していると認められる場合には、協議会に付議する。

2. 処理手続

- ① 時効取得を主張する者は、都道府県に対し、申出書に次の必要書類を添付して提出
 - ア 不動産登記事項証明書
 - イ 地図等
 - ウ 住民票
 - エ 境界等に係る隣接地主の確認書
 - オ 占有及び利用状況を証明する資料等

② 審査

- 都道府県は、占有の始期、占有の事実等取得時効の完成の有無の判断に必要な事実が記載されているか、資料が整備されているかを審査
- 必要に応じて、現地調査又は関係者の意見聴取を実施

手続

都道府県

- 占有者からの申出書の受付・事前審査
- 法務局との事前打合せ
証拠書類等から取得時効の完成が認められる場合、協議会への付議に当たり法務局と事前打合せ

了した場合関係資料送付

地方農政局

- 法務局と打合せ
（協議会付議の決定、開催日程等）
- 協議会の開催手続

自作農財産紛争処理等連絡協議会

（自作農財産紛争処理等連絡協議会の設置運営について（通知））

1. 委員

- ・ 所在地を管轄する法務局、地方農政局、都道府県
※法務局訟務部長、地方農政局の担当部長は、代表委員

2. 開催

- ・ 代表委員である地方農政局の担当部長の招集により開催

3. 付議事項

- ・ 筆界の確定、所有権の確認を求める訴えの提起の適否
- ・ 国の取得時効、国の債権の消滅時効、占有者の取得時効の完成の判断

取得時効の場合、所有の意思をもって平穩かつ公然と占有しているかどうか等を審議・判断

時効の完成が認められた

- ・ 財産台帳から除却
- ・ 所有権移転登記等

認められなかった

- ・ 返還請求
- ・ 損害金請求等

【参考】欄外登記(耳登記)について

- 自作農創設特別措置法に基づく買収は、極めて短期間にしかも大量に行われ、これに伴う登記事務が膨大となったことから、登記官が登記用紙へ所有権の移転の事実を逐一記入することが事実上困難となっていた。
- そこで被買収者から農水省への所有権の移転の登記は、登記用紙の表題部の欄外に「自農法による買収登記嘱託書綴込帳第〇冊第〇丁」などと記載することにより、登記用紙の所有者欄(甲区欄)への所有者を農水省とする記載を原則省略する特例が定められた。この欄外への記載がいわゆる「欄外登記」・「耳登記」と呼ばれている。(事例参照)
- 被買収者からの相続、土地の売却等の際、この欄外登記が看過され、国(農水省)の所有権が認知されないまま、被買収者から第三者への所有権の移転の登記が行われた場合には、二重登記となる。

【欄外登記の事例】

(示表の地土) 部 題 表

四 欄 外 記 入 の 部 題 部 題 部 題 部 題 部 題

番	番	番	①地番	②地目	③	所在	数枚
21812			4番	畑			3
							4
							5
							6

(参考条文)

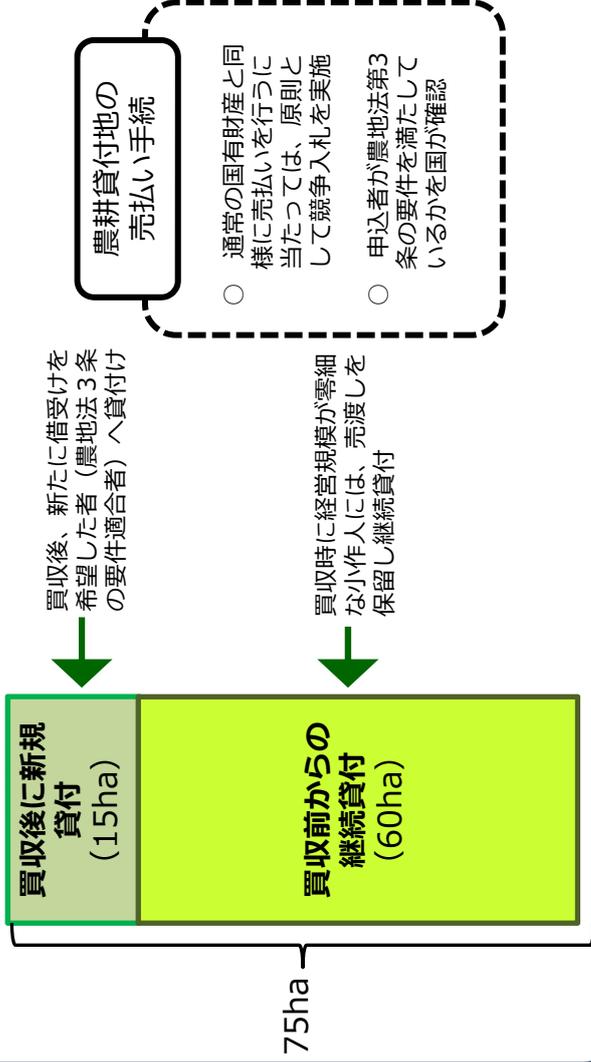
- 自作農創設特別措置登記令(昭和22年勅令第79号・昭和27年農地法施行令による廃止前のもの)
第10条 登記官は、第5条の登記の嘱託書を受理したときは、第2条第1号、第2号又は第3号に掲げる綴込帳に受付番号の順序に従い、これを編綴しなければならない。
- ② 前項の規定により嘱託書が編綴されたときは、当該綴込帳は、これを登記簿の一部とみなし、その嘱託書により登記の嘱託のあった登記事項及び当該嘱託書の予備欄に記載された事項については、編綴の時にその登記があったものとみなし、その登記の前後は、嘱託書の記載の順序によるものとする。
- 自作農創設特別措置登記令施行細則(昭和22年司法省令第23号・昭和27年農地法施行規則による廃止前のもの)
第4条 登記官は、自作農創設特別措置登記令第10条第1項の規定により登記の嘱託書を綴込帳に編綴したときは、当該不動産の登記用紙中表題部欄外に、自作農創設特別措置法による買収のあった旨並びにその買収に因る権利の取得の登記の嘱託書が編綴された綴込帳の冊数及び工数を表示しなければならない。

3 国有農地の農耕貸付地と売払い等における下限面積要件について

- 自作農の創設等を目的として買収した国有農地等は、生産性の高い農業経営によって効率的に利用されることを目的として、売払い等の相手方は、農地法に基づく下限面積要件等の要件を満たす者とするところ。
- 現在、耕作目的で貸し付けている農耕貸付地は、買収当時に小作地だった農地が大部分であり、これは、買収当時に経営規模が零細であることから、小作人への売渡しが保留され、その後も貸付けを継続したことによるものである。一方で、小作人以外の者に買収後に新規で貸し付ける場合には、下限面積要件を満たす者であることを要件としてきたところである。
- なお、下限面積要件については、平成21年の農地法改正により、地域の実情に応じて農業委員会の判断で別段の面積を定めることが可能であり、平成30年時点で約67%の農業委員会等が設定済。

農耕貸付地 (平成30年度末時点)

農耕貸付：将来、当該貸付地の売払いが見込まれる者であることや、売払いまでの間の一時的なものであることを都道府県知事が確認し、貸し付けている。



地域の実情に応じた別段の面積 (下限面積の特例) の設定

【別段の面積の設定状況（平成30年10月時点）】

農業委員会数合計	1,737 (100%)
別段の面積を設定している	1,159 (67%)
設定していない	578 (33%)

下限面積要件

- 耕作を目的として農地の権利を取得する場合、農地法第3条に基づく許可が必要であり、その許可要件の1つに下限面積要件がある。（農地の取得後の経営面積が、原則として、都府県50a、北海道2ha以上等）
- 下限面積の基準については、地域の実情に応じて農業委員会の判断で別段の面積を定めることが可能。
〔平均規模が小さい地域や担い手が不足している地域において、地域の実情に応じて設定〕